

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成 23 年 11 月 29 日

担 当	岐 阜 労 働 局 監 督 課
	監 督 課 長 水 島 康 雄 監 察 監 督 官 大 谷 徹 電 話 058-245-8102

技能実習生を受け入れている約 3 割の実習実施機関で帳簿等の改ざん

- 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果 -

概 要

- 1 「第 6 回 技能実習生等受入適正化推進会議」の開催。
日時 平成 23 年 12 月 5 日（月）午後 2 時～
場所 ホテルグランヴェール岐山
技能実習生に関係する行政機関、労使・関係団体、市が参加。
- 2 平成 22 年度における技能実習生関係の監督指導を実施した結果、
法違反事業場の割合は 75.2%と 21 年度（71.9%）を上回る。
最低賃金、割増賃金等の法違反の是正支払額は約 7,600 万円と 21 年度（約 4,550 万円）を 3,000 万円上回る。
など、法違反の状況は改善されていない。

平成 23 年度（4～10 月）においても、
法違反事業場の割合は 75.7%と依然高水準。
地域別に違反状況をみると、関市などの中濃地域（違反率 91.7%）、
大垣市などの西濃地域（85.7%）で高くなっている。
の状況にある。
- 3 平成 23 年度に実施した実習実施機関に対する監督指導において、
約 3 割の受入事業場で帳簿等の改ざん（28.4%）、監督官に対する虚偽の説明（25.4%）等の悪質な隠蔽が確認された。
それ以外の 25.4%の受入事業場でも同様に隠蔽が行われている可能性。
など、悪質な隠蔽行為が常態化している。

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は約 7,400 名と愛知県に次ぎ全国で 2 番目に多く、これらの実習生受入事業場（実習実施機関）の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にあります。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局（局長：矢部 憲一）では、技能実習生の労働条件確保・改善を行政の最重要施策の一つとしており、次のような取組を進めています。

1 「第6回 技能実習生等受入適正化推進会議」の開催について

岐阜県内で発生している外国人技能実習生等の受入に係る問題を広く県民にも理解いただき、不正防止の気運醸成を目的として、平成18年から関係行政機関、労使・関係団体に呼びかけ、「技能実習生等受入適正化推進会議」を設置しています。

今年度においても、同会議を次のとおり開催します。

- (1) 日 時 平成23年12月5日(月)午後2時~同4時
- (2) 場 所 ホテルグランヴェール岐山
岐阜市柳ヶ瀬通6-14 電話 058-263-7111
- (3) 座 長 羽山 錚 吾 (朝日大学大学院法学研究科教授)
- (4) 構成員 厚生労働省岐阜労働局、法務省名古屋入国管理局、経済産業省中部経済産業局、岐阜県、岐阜県警察、国際研修協力機構、連合岐阜、岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県農業会議
そのほか、技能実習生の受入事業場が多く所在する市等がオブザーバー参加
- (5) 会議内容
技能実習生関係監督指導実施状況
構成員からの技能実習生対策の推進状況
監理団体に対する「メッセージ」の発出

2 技能実習生関係監督指導実施状況について

(1) 平成22年度 監督指導結果について

平成22年度(平成22年4月~平成23年3月)に県内7労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した実習実施機関113事業場のうち85事業場(違反率75.2%)において労働基準法等の違反が認められ、是正勧告等を行いました。【別紙1 参照】

法違反の状況としては、法定割増賃金の不払(54件、違反率47.8%)が最も多く、長時間労働(43件、違反率38.1%)、最低賃金未満の賃金の支払(33件、29.2%)、賃金不払・賃金控除(27件、23.9%)の順で多くなっています。

賃金関係の是正勧告に基づき、42事業場(対象技能実習生170名)が合計7,603万9,133円の差額を遡及して支払うなどの是正を行っています。

また、この期間に重大・悪質な労働基準法等の違反が認められた1事業場については、労働基準法違反で送検しました。【別紙2 参照】

(2) 平成23年度 監督指導結果(4月~10月)について

平成23年度(4月~10月)の監督指導結果みると、監督指導を実施した70事業場のうち53事業場(違反率75.7%)に労働基準法等の違反が認められるなど、依然として高い違反状況となっています。【別紙3 参照】

法違反の状況としては、平成22年度に引き続き、法定割増賃金の不払(23件、違反率32.9%)、長時間労働(19件、違反率27.1%)、最低賃金未満の賃金の支払(14

件、20.0%) 賃金不払・賃金控除(11件、15.7%)の順で多くなっています。

地域別にみると、西濃地域(違反率85.7%)、中濃地域(違反率91.7%)の違反率が高くなっています(監督実施件数の少ない東濃地域を除く。)

【別紙4 参照】

当局では、引き続き事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案には司法処分(送検)を含め厳しい態度で臨むこととしています。

3 実習実施機関の隠蔽行為について

平成23年度に監督指導を実施時において、帳簿等の改ざん、労働基準監督官に対する虚偽の説明等の悪質な隠蔽を行った実習実施機関は、確認されただけでも、19件(28.4%)に及んでいます。

また、隠蔽の事実確認はできなかったものの疑いを否定できなかった実習実施機関は17件(25.4%)となっています(監督指導時に技能実習生を受入れていた67事業場を対象)

これらのことを考えると、およそ半数以上の実習実施機関で隠蔽行為が行われている可能性があり、悪質な隠蔽行為が常態化していることがうかがわれます。

< 実習実施機関による隠蔽事例 >

No	実習実施機関の隠蔽状況	労働基準監督署の対応
1	賃金の支払銀行口座を表と裏の2口座開設し、表口座には基本給(税、家賃等控除済)と割増賃金の一部、裏口座には1時間400円で計算した割増賃金(表口座振込分を控除)を振り込むことで違法行為を隠蔽。 さらに、表口座の振込額と賃金台帳上の金額を合わせるため、タイムカードを改ざんし、同カードから計算した虚偽の割増賃金額を賃金台帳に記載していた。	提出された資料に矛盾はなかったものの、事業主の態度、説明内容に不審な点があったため、工場から事業主を連れだし、帳簿等を隠しているとみた自宅での調査を実施。当初は存在を否定していた「会計帳簿」を提出させ、振込額と帳簿上の賃金額が一致しないことを確認。 頑強に否定する事業主に対し、矛盾点を細かく問いただしても認めなかったため、事実を供述しない場合は労基法違反で送検すると警告の上、聴取書を作成したところ、調査開始7時間を経過して、ようやく時間額400円の割増手当を支払っていたことを認めた。
2	割増手当を1時間350円と法定以下の金額で支払っていることを隠蔽するため、割増手当を1時間883円、1か月の残業時間を20時間であるかのように、賃金台帳、タイムカード等の労働時間記録を改ざん。	残業時間数、賃金台帳の割増手当額が合致しない月があり、事業主は「単なる計算ミス」と主張するも、その態度から改ざんをしていることが疑われたので、実習生から個別に聴取を実施。 実習生は事業主から口止めをされていたが、帰国

No	実習実施機関の隠蔽状況	労働基準監督署の対応
	<p>併せて、技能実習生に対し「役所に聞かれたら、1時間 883 円、残業は 20 時間と言うように」と日頃から強く口止めをしていた。</p> <p>そのため、実習生も過去の監督指導実施時には「帳簿に書いてあるとおり」と説明していた。</p>	<p>直前のこともあり、事実を監督官に説明し、裏付けとして過去の日々の残業時間数、割増手当額を記録した日記帳を提出。</p> <p>このことを事業主に示したところ、1時間 350 円で支払っていたことを認めた。</p>
3	<p>月 100 時間以上の残業、休日は月 1 回、割増手当額は 1 時間当たり 350 円であったことを隠蔽するため、賃金台帳及びタイムカードを「残業時間は月 10～16 時間、割増手当は 1 時間当たり 883 円」と改ざん。</p> <p>改ざんした残業時間から 1 時間 883 円で計算した虚偽の割増手当額と基本給を口座振込とし、実際の割増手当額と虚偽の割増手当との差額を現金で支払い、隠蔽していた。</p>	<p>賃金台帳、労働時間記録、振込額が一致しており、その他の帳簿とも整合性がとられており、当初は、矛盾点は認められなかった。</p> <p>監督官が工場内を見回したところ、掲示されていた昼食弁当の発注表に休日のはずの日に弁当の発注個数が記載されており、また、実習生寮内のカレンダーには残業時間と思われる時間数が毎日書き込まれていた。</p> <p>これらの事実に基づき事業主を追及したが頑強に否定。やがて説明内容に矛盾が出てきたことから、事実を供述しない場合は労基法違反で送検すると警告の上、聴取書を作成したところ、事実を認めた。</p>

【 資 料 】

- 別紙 1 技能実習生関係監督指導実施状況（平成 18 年度～平成 22 年度）
- 別紙 2 技能実習生関係送検事例（平成 23 年）
- 別紙 3 実習実施機関に対する監督指導結果（平成 23 年 4 月～10 月）
 - < 業種別労働基準関係法令違反の状況 >
- 別紙 4 実習実施機関に対する監督指導結果（平成 23 年 4 月～10 月）
 - < 地域別労働基準関係法令違反の状況 >

技能実習生関係監督指導実施状況（平成18年度～平成22年度）

岐阜労働局労働基準部監督課

(1) 主な法違反の状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
監督実施事業場数	245		212		106		89		113	
違反条文	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率
労働基準法第15条（労働条件の明示）	43	17.6%	9	4.2%	9	8.5%	9	10.1%	16	14.2%
労働基準法第18条（貯蓄金管理）	43	17.6%	16	7.5%	6	5.7%	5	5.6%	6	5.3%
労働基準法第24条（賃金の支払い）	75	30.6%	39	18.4%	19	17.9%	5	5.6%	27	23.9%
最低賃金法第4条（最低賃金）	47	19.2%	20	9.4%	17	16.0%	22	24.7%	33	29.2%
労働基準法第32条（労働時間）	84	34.3%	50	23.6%	20	18.9%	12	13.5%	43	38.1%
労働基準法第37条（割増賃金）	120	49.0%	84	39.6%	50	47.2%	47	52.8%	54	47.8%
違反事業場計	209	85.3%	168	79.2%	74	69.8%	64	71.9%	85	75.2%

(2) 文書指導の状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
母国語による労働条件の明示	55	22.4%	3	1.4%	1	0.9%			14	12.4%
労働時間管理の適正化	50	20.4%	17	8.0%	4	3.8%	8	9.0%	1	0.9%
賃金明細書の交付	21	8.6%	13	6.1%	4	3.8%				
割増賃金支払いの適正化	12	4.9%	2	0.9%			1	1.1%	1	0.9%
パスポート、通帳等保管の適正化	23	9.4%	3	1.4%	3	2.8%	4	4.5%	1	0.9%
研修生の「時間外労働」の適正化	34	13.9%	8	3.8%	1	0.9%			3	2.7%
積立貯金の適正化	13	5.3%	1	0.5%						
強制貯金の排除	4	1.6%	2	0.9%						
管理費、組合費等の控除	8	3.3%	2	0.9%					10	8.8%
安全衛生	3	1.2%	10	4.7%						

(3) 是正支払額の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支払総額	1億5,799万7,869円	6,192万2,803円	9,972万8,185円	4,547万2,651円	7,603万9,133円
対象技能実習生人数	250人	136人	166人	127人	170人
1人平均額	63万1,991円	45万5,315円	60万0,772円	35万8,052円	44万7,289円
対象事業場数	75事業場	38事業場	48事業場	39事業場	42事業場

(4) 監理団体に対する指導状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
監督実施機関数	18		17		3		8		2	
指導事項	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率
母国語による労働条件の明示	9	50.0%	4	23.5%						
賃金明細書の交付	2	11.1%	2	11.8%						
適正な労務管理	2	11.1%	1	5.9%					1	50.0%
適正な労働時間管理	1	5.6%	1	5.9%			1	12.5%		
適正な割増賃金の支払い	3	16.7%	2	11.8%						
適正な貯蓄金管理	3	16.7%	1	5.9%						
実習実施機関に対する継続指導の実施	2	11.1%	4	23.5%			2	25.0%	1	50.0%
賃金控除協定の締結	3	16.7%	4	23.5%						
時間外・休日労働協定届の適正化			1	5.9%						
研修生の「時間外労働」の適正化	2	11.1%	1	5.9%						
指導事項のあった機関数	16	88.9%	12	70.6%			3	37.5%	1	50.0%

技能実習生関係送検事例（平成23年）

管轄署	岐阜	送検年月	平成23年3月
送検法条項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金法第4条違反(最低賃金の効力) ・労働基準法第15条違反(労働条件の明示) ・労働基準法第32条違反(労働時間) ・労働基準法第35条違反(休日) ・労働基準法第37条違反(時間外・休日及び深夜の割増賃金) 		
<p>事件の概要</p> <p>縫製業を営む被疑者(個人事業)は、中国人技能実習生4名に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年7月から平成22年3月までの賃金について、その所定支払日に岐阜県最低賃金(当時の時間額:696円)以上の金額を支払わなかった 2 平成21年7月から平成22年3月までの間、法定労働時間(週:40時間、1日:8時間)を延長及び深夜の時間帯(午後10時から午前5時まで)に労働させながら、通常の労働時間の賃金計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金及び法定休日(日曜日)に労働させながら、通常の労働時間の賃金計算額の3割5分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかった 3 労働契約の締結の際に、労働時間や賃金等に関する法定事項について、書面を交付する方法により労働条件に明示していなかった 4 有効な時間外・休日労働に関する協定の締結なく、時間外・休日労働を行わせていた <p>ものである。</p> <p>(なお、被疑者らは立入調査の際に、労務管理に関する関係書類の提出を求められた際に、労働基準監督官に対して、虚偽の陳述をし、虚偽の記載をした書類を提出したものである。)</p>			

実習実施機関に対する監督指導結果（平成23年4月～10月）

＜ 地域別労働基準関係法令違反の状況 ＞

	合 計	違 反 率 (%)	岐 阜 市	羽 島 市	各 務 原 市	瑞 穂 市	羽 島 郡	大 垣 市	海 津 市	安 八 郡	揖 斐 郡	不 破 郡	養 老 郡	多 治 見 市	瑞 浪 市	土 岐 市	可 児 市	可 児 郡	関 市	美 濃 市	加 茂 郡	郡 上 市	
監督指導実施事業場数	70		16	6	2	2	1	6	2	4	4	3	2	1	1	2	2	1	8	3	1	3	
うち違反事業場数	53		9	4	2			5	2	3	3	3	2	1	1	2	2	1	7	3	1	2	
違反率（％）	75.7		56.3	66.7	100.0			83.3	100.0	75.0	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	87.5	100.0	100.0	66.7	
主な違反内容	労働基準法第15条	7	10.0	1	3	1									1		1						
	同法第24条	11	15.7	2					2	1	1	1			1		1		2				
	同法第32条	19	27.1	5	2			1		1	1	1			1	2			2	3			
	同法第34条																						
	同法第35条	4	5.7	4																			
	同法第37条	23	32.9	5	3	1						1		1			1	1	7	2	1		
	同法第89条	1	1.4												1								
	同法第108条	6	8.6	1	3	1			1														
	同法（その他）	27	38.6	3	1	1			3	2	3	3	3	2						4			2
	最低賃金法第4条	14	20.0	1	3											1				5	3	1	
	労働安全衛生法	8	11.4	3		1							1	1		1		1					
	安全関係																						
	衛生関係	8	11.4	3		1							1	1		1		1					
その他																							